

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月 4日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院
院長 高田 泰次

◎調達期間番号 903 ◎所在地番号 29

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院で使用する電力契約

予定契約電力： 670 kw 予定使用電力量： 5,046,932 kwh

(2) 調達内容

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 9年 3月 31日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構

大和郡山病院

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は国の全ての機関から指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けている者
- ③ 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為もしくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 競争入札の実施に当たり職員の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて当院との契約を履行しなかったとき。
 - (カ) その他、当院に著しい損害を与えたとき
 - (キ) この頃（この号を除く）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
 - (ク) 監督又は検査の実施にあたり当院が委託した者の職務の執行を妨げた者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当する者。
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。（落札者となった場合には別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ承諾すること。）
- ⑥ その他当院が不相当と認める者
- ⑦ 社会保険等（厚生年金保険・健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）・船員保険・国民年金・労働者災害補償保険及び雇用保険という。）に加入し、該当

する制度の保険料を滞納した者

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ①入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者
- ②経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で「A」、「B」、「C」の等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。上記にかかわらず、当院において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加することができる。
- ② 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。同法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。同法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- ③ 履行開始日から送電をすることが可能な者であること。
- ④ 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。（病院業務の特質性から計器交換などの際に停電を伴わない作業を行うこと。もし停電が伴う作業がある場合は、事前に協議が必要。）
- ⑤ 入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未使用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- ⑥ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第8条第1項の勧告を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者（なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による））。
- ⑧ 不正及び不誠実な行ないがないこと。

3 入札書手続き等

(1) 担当部署及び問合せ先

〒639-1013 奈良県大和郡山市朝日町1丁目62番地

独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院 事務部経理課契約係

電話 0743-53-1111

FAX 0743-53-2252

E-mail keiri@yamatokoriyama.jcho.go.jp

(2) 入札説明書（入札関係書類）の交付方法

本公告の日から2025年1月28日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時15分から午後17時15分までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記（1）の交付場所にて交付する。なお、来院が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

(3) 入札の日時及び場所 2025年2月14日（金）11時

独立行政地域医療機能推進機構

大和郡山病院 3階会議室

※郵送入札可。郵送等参加の場合は2025年2月13日（木）午後5時までに必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金等

免除

(3) 参加者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記3（2）より交付される入札説明書（入札関係書類）に基づき上記2（3）の競争参加資格に関する証明書等を2025年2月7日（金）午後5時（入札前提出書類締切期限）までに提出しなければならない。

参加者は入札日の前日までの間において、当該書類（入札前提出書類）に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

入札者の競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、参加資格を有すると認められた者には競争参加資格確認通知書を送付する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効

な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、再度広告入札を行う。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electric power supply
5,046,932 kwh
- (2) Time-limit for tender : 5:00 p.m. February10、2025
- (3) Contact point for the notice : Nanami Okabayashi Contract officer、General
Affairs and Planning Section、Japan Community Health care
Organization(JCHO)、Yamatokoriyama Hospital, 1-62Asahi-chou
Yamatokoriyama-shi Nara 639-1013 Japan、TEL 0743-53-1111

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求め
る会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における
当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開
示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上